第3回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事要旨

1 日 時

令和7年10月14日(火) 午後1時~

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者

公 益 委 員 : 3人 労働者側委員 : 3人 使用者側委員 : 3人

4 審議事項

特定最低賃金額審議について

- 5 議事要旨
 - (1)特定最低賃金額審議について

岡山県鉄鋼業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下 の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

94 円を提示する。

春闘の成果として今年度の最も低い労働協約の時間額と昨年の時間額 を比較し、これは8.5%のアップとなる。

これを参考として現行の最賃額に乗じた+94円を提示額としたい。

【使用者側の意見要旨】

48 円を提示する。

経団連が発表した2025年中小企業の春闘改定結果のアップ率は4.35%であった。

これを参考として現行の最賃額に乗じた+48円を提示額としたい。

(2) 労使協議について

労使双方より、労使協議の意向が示され協議が行われた。その結果について、労働者側委員より以下の報告が行われた。

労使で協議を行ったが、再度労使双方で再検討の上、金額提示を行い審議を進めることとなった。

(3) 金額再提示について

【労働者側の意見要旨】

73 円を再提示する。

前年度の県最賃に対する特定最賃の優位性である 112.2%を確保することを求めたい。

このため、今年度の県最賃に対して同率の優位率とした+73円を提示額としたい。

【使用者側の意見要旨】

49円を再提示する。

前回経団連の中小企業の改定率としたが、岡山県経営者協会発表の今年度の改定状況 4.48%であったことから、これを参考として現行の最賃額に乗じた+49円を提示額としたい。

(4) 労使双方より、現時点で再提示は困難との意見があり、審議は次回に 持ち越されることとなった。